

(2) 第2種契約に係るもの

区 分				1 契約ごとに	
				割引額 (月額)	次の税抜額 (か こ内は税込額)
ドコモ光	プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA 2/西	5,345円 (5,880円)	
			ドコモ光マンションタイプA 2/西	5,345円 (5,880円)	
		タイプB	ドコモ光戸建タイプB 2/西	5,545円 (6,100円)	
			ドコモ光マンションタイプB 2/西	5,545円 (6,100円)	
	プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ2/西	4,945円 (5,440円)	
			ドコモ光マンション単独タイプ2/西	4,945円 (5,440円)	
ahamo光				4,645円 (5,110円)	

(3) 第3種契約に係るもの

区 分			1 契約ごとに	
			割引額 (月額)	次の税抜額 (か こ内は税込額)
ドコモ光	プロバイダなしプラン	タイプC	5,345円 (5,880円)	

- 3 新たに当社と締結した定期契約に係る契約者が、ドコモ光10ギガ基本料金最大6か月間ワンコインキャンペーンの適用を受けている又は受けていた他のI P通信網サービスに係るものと同一であると当社が認めるときは、前項の規定にかかわらず、その新たに当社と締結した定期契約について、ドコモ光10ギガ基本料金最大6か月間ワンコインキャンペーンを適用しません。
- 4 料金表通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定によりI P通信網契約に係る基本使用料を日割するときは、第2項に規定する額を日割して適用します。
- 5 当社は、ドコモ光10ギガ基本料金最大6か月間ワンコインキャンペーンの適用を受けているI P通信網サービスについて、次のいずれかに該当することを当社が確認したときは、ドコモ光10ギガワンコインデビューキャンペーンの適用を廃止します。
- (1) 基本使用料の料金種別が10Gタイプのもの以外となったとき。
- (2) 定期契約の解除があったとき（定期契約の解除と同時に新たに定期契約を締結するときを除きます。）。
- 6 前項の規定によりドコモ光10ギガ基本料金最大6か月間ワンコインキャンペーンの適用を廃止するときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料をドコモ光10ギガ基本料金最大6か月間ワンコインキャンペーンの適用の対象とします。
- (注) 第2項に規定する当社が別に定める日は、当社がドコモ光10ギガ基本料金最大6か月間ワンコインキャンペーンの適用を終了する日の7日前までに、当社のインターネットホームページにおいて掲示することとします。
- (その他)
- 7 経企第1665号（平成27年2月）の附則第3条に次の一号を加えます。
- (4) 経企第2151号（令和6年8月14日）の附則第2項に規定するドコモ光10ギガ基本料金最大6か月間ワンコインキャンペーンの適用を受けているとき。

